

地域子ども・子育て支援事業の実施予定について

1 事業名

実費徴収に係る補足給付事業

2 事業概要

教育・保育施設を利用する児童の実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助。

3 実施根拠

子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業

4 目的

低所得で生計が困難である世帯の負担となる実費徴収額の軽減を図ることにより、子どもの教育・保育の円滑な利用と健やかな成長を支援する。

5 対象者及び対象範囲

対象者	生活保護世帯（第 1 階層）
対象となる実費徴収の範囲	①副食材料費（1号認定に限る） ②食材料費以外の実費徴収額（1～3号認定） 例）日用品・文具等、行事参加費用等

（参考）給付対象となる実費徴収及び食事の費用に関する整理

	主食	副食	教材費等
1号認定	実費徴収（給付対象外）	実費徴収（給付対象）	実費徴収（給付対象）
2号認定	実費徴収（給付対象外）	公定価格	実費徴収（給付対象）
3号認定	公定価格	公定価格	実費徴収（給付対象）

6 基準額（1人当たり月額）

①副食材料費	4,500円
②食材料費以外の実費徴収額	2,500円

7 実施方法

対象者に係る実費徴収額を免除又は一部軽減する施設に対して、当該相当額を補助。